# 個人情報保護に関する規定(守秘義務・個人情報保護の改正)

特定非営利活動法人ゆあマイン

特定非営利活動法人ゆあマインは、その保有する個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ゆあマイン(以下「ゆあマイン」という)が保有する個人情報の適切な取扱に関して必要な基本的事項を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。

#### (利用目的の特定)

第3条 個人情報の取得に当たっては、できる限りその利用目的を特定しなければならない。利用 目的を変更する場合には、本人に通知又は公表するとともに、変更前の利用目的と相当の 関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

#### (利用目的の通知等)

第4条 前条の利用目的は、あらかじめ公表されている場合を除き、本人に通知し、又は公表しなければならない。また、本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

### (個人情報の適正な取得)

第5条 個人情報は、第3条に定める利用目的の範囲内において、適正かつ公正な手段によって 収集されなければならない。

#### (個人情報の安全管理)

第6条 ゆあマインは、保有する個人情報の安全管理のため、組織的、人的、物理的、及び技術 的措置を講じなければならない。

#### (従業者及び委託先の監督)

第7条 ゆあマインは、従業者(ボランティア等を含む)及び個人情報の取り扱いの全部又は一部を 委託する場合はその委託を受けた者に対し、個人情報の安全管理が図られるよう、必要か つ適切な監督を行わなければならない。

### (個人情報の第三者への提供)

第8条 ゆあマインは、法令による場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人情報を みだりに第三者に提供してはならない。

#### (個人情報の開示、削除等)

第9条 ゆあマインは、本人から、自らの個人情報について開示、訂正、追加又は削除を求められたときは、必要な確認を行い、遅滞なく対応しなければならない。

#### (苦情への対応)

第 10 条 ゆあマインは、個人情報の取り扱いに関する苦情を受付ける窓口等を設置し、苦情の申 し出があった場合は、適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。

## (職員等の責務)

第 11 条 ゆあマインの職員等(ボランティア等の従事者も含む。)又は職員であった者は、業務上知り得た個人情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当の目的のために利用してはならない。本規定は、個人情報保護を目的とした規定であって、ゆあマインの職員等又は職員等であった者は、プライバシー情報の保護に関しても別途厳格に法令を遵守するよう努めるものとする。

平成25年4月1日 制定平成27年4月1日 改正